

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。今回のかわら版は、間が担当します。個人事業者の皆様は事業年度の締めもあり、慌ただしい日々が続きますが、体調にはくれぐれもお気をつけ下さい。今回のかわら版では、個人住民税の特別徴収の留意点をまとめました。是非お役立てください。

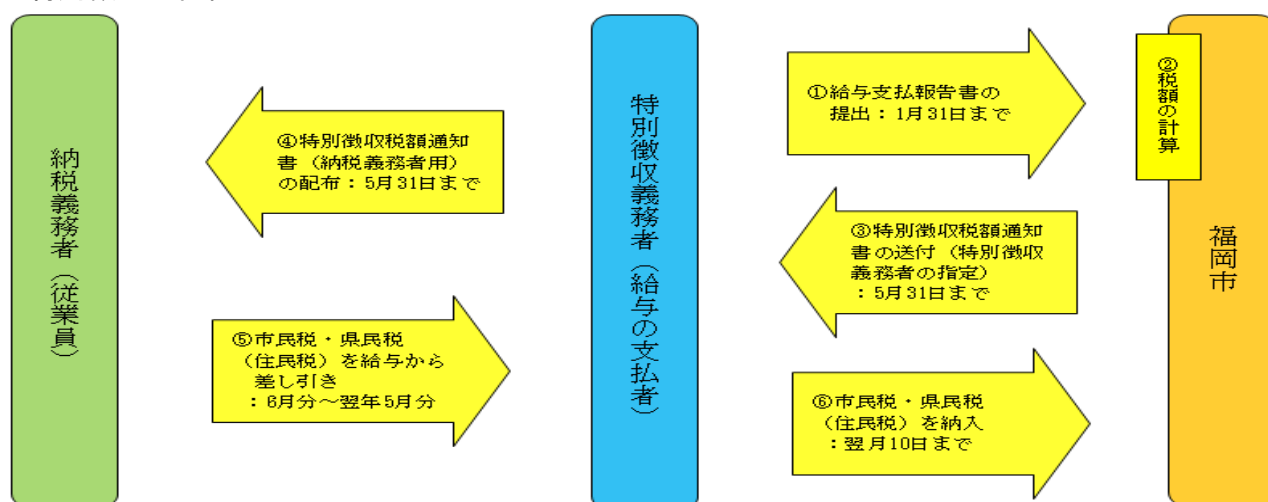
## ◎個人住民税の特別徴収の徹底について

福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を推進するため、平成 29 年度から全従業員の方の給与所得に係る住民税納付方法が、原則「特別徴収」となります。

## ◎個人住民税の特別徴収制度

特別徴収制度とは、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を払う際に、従業員の方々の個人住民税を給与から天引きして、事業主が従業員の代わりに納入する制度です。これに対して、普通徴収制度とは、従業員の方が自分自身で市町村に、6月・8月・10月・1月の年4回納付する制度です。従って、給与受給者が2名を超える事業主は、平成 29 年 6 月給与分より、特別徴収しなければなりません。

### <特別徴収の仕組み>



(出典：福岡市ホームページより)

## ◎納期の特例

納期の特例とは、事業主の事務負担の軽減を図るため、毎月給与から天引きされる個人住民税(月割額)を、下記の通り年2回にまとめて納入できる制度のことで、

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 6月分～11月分・・・12月10日までに納入 | 12月分～翌5月分・・・翌年6月10日までに納入 |
|------------------------|--------------------------|

納期の特例の適用を受けるためには、従業員が常時10人未満であること等が要件となります。また、「納期の特例に関する承認申請書」を各市町村に提出し、承認を受ける必要があります。

## ◎特別徴収が困難な場合

特別徴収が困難な理由(給与受給者総数が2名以下等)に該当する従業員の方について普通徴収とする場合は、「普通徴収申請書」の提出が必要ですので、ご注意ください。

**【1月セミナーのご案内】日時：1月12日(木) 18:00～19:00 場所：西日本シティ銀行 大名支店**

2017年最初のセミナーは、「創業2・3年目の経営者が知っておくべき会計戦略」です。経理と会計、予実管理と税務スケジュールを実例を交えて解説致します。ぜひ、お知り合いの方をお誘いの上ご参加ください。

詳しいこととお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350